先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（旧震災特例法19）

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

自　平成・令和　　年　　月　　日
至　平成・令和　　年　　月　　日　事業年度において取得をした下記の資産につき、

所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第３項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

先行取得資産	種類			
	規模			
	所在地			
	用途			
	取得年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	取得価額	円	円	円
譲渡予定資産の種類				
その他参考となるべき事項				

（規格A4）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

06.06改正

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（旧震災特例法19）の記載要領等

1　この届出書は、法人が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和６年旧震災特例法」といいます。）第19条第３項の規定の適用を受ける場合に、その旨を届け出るときに必要事項を記載して提出してください。

（注）　令和６年旧震災特例法第19条第３項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成23年３月11日以後に取得をするものに限られます。

2　この届出書は、その取得をした日を含む事業年度終了の日の翌日から２月以内に、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。なお、令和６年旧震災特例法第19条第３項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

(1)「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

(2)「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載してください。

(3)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(4)「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。